令和7年1月29日産医大規程第4号

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、監事の役割及び権限を明確にし、監事による監査(以下「監事監査」という。) が適正かつ有効に行われ、学校法人産業医科大学(以下「学校法人」という。)の教育研究機能の 向上と財政の基盤確立等に寄与することを目的とする。

第2章 監事の職務権限

(監事の職務権限)

- 第2条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。
 - (1) 学校法人の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況を監査すること。
 - (2) 学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の職務の執行の状況について、理事会及び評議 員会に報告すること。
 - (3) 理事会及び評議員会に出席し、意見を述べること。
 - (4) 監事の同意を要する事項について、その可否を決すること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、法令又は学校法人産業医科大学寄附行為(以下「寄附行為」という。)により監事が行うこととされた職務

(監事の調査権限等)

- 第3条 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は学校法人の業務及び財産の 状況の調査をすることができる。
- 2 理事及び職員は、監事が前項の報告又は調査を求めた場合には、速やかにこれに応じるものとする。
- 3 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対して会計監査に関する報告を求めることができる。

(監事の責務)

- 第4条 監事は、私立学校法(昭和24年法律第270号)、寄附行為及びこの規程に基づき、常に公平不偏の立場で監事監査及びその他の職務を適切に行うことにより、学校法人の掲げる目的及び使命が達成できるよう努めなければならない。
- 2 監事は、その職務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならない。その職務を退いた後も同様とする。
- 3 監事は、その任務を怠ったときは、学校法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を 負う。
- 4 監事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該監事は、これによって 第三者に生じた損害を賠償する責任を負う。監査報告に記載し、又は記録すべき重要な事項につい て虚偽の記載又は記録をしたときも、同様とする。

第3章 監事監査

(監査の対象)

- 第5条 監事監査の対象は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 学校法人の業務の状況
 - (2) 学校法人の財産の状況
 - (3) 理事及び職員の職務執行の適法性及び妥当性
 - (4) 内部統制システム整備の適正性
 - (5) 情報保存管理体制及び情報開示体制

(業務監査の内容)

- 第6条 監事は、学校法人の業務及び理事の職務の執行状況が、法令、寄附行為等に準拠して適正に 執行されているかを検証する。
- 2 監事は、学校法人の業務について、次の事項を確認する。

- (1) 理事会が決定する内容が、本学の目的及び使命、事業に関する長期及び中期の計画に基づいた方針に則しているか。
- (2) 理事会が理事長、専務理事及び常務理事の監督義務を適切に履行しているか。
- (3) 理事会が決定する内部統制システムの整備の基本方針及び整備の具体的な内容が、法令及び 寄附行為に適合し、業務の適正を確保する体制に則しているか。
- 3 監事は、理事の職務の執行状況について、次の事項を確認する。
 - (1) 理事の職務の執行が、理事会の決定する事業に関する長期及び中期の計画に基づいた方針に 準拠しているか。
 - (2) 理事長、専務理事及び常務理事がその職務の執行状況を適時かつ適切に理事会に報告しているか。
 - (3) 理事に対する利益供与、競業取引、利益相反取引等、理事の義務に違反する行為がないか。
 - (4) 寄附行為、議事録及び決裁文書その他の重要な書類及び情報について、その整備、保存及び 管理が適切に行われているか。

(財産監査の内容)

- 第7条 監事は、会計業務が学校法人会計基準(昭和46年文部省令第18号)に準拠し、執行されているかを検証するために、次の事項について、監査を実施する。
 - (1) 計算関係書類(計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及びその附属明細書をいう。以下同じ。)及び財産目録の真実性、明瞭性、合目的性及び整合性
 - (2) 監査において、決算と予算外執行の妥当性、資産の実在性及び負債の網羅性
- 2 監事は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人が行う会計監査の方法及び結果について、報告を求めることができる。

(監査計画の策定)

- 第8条 監事は、重要性、適時性その他必要な要素を考慮して監査方針を立て、適切に調査対象及び 方法を選定し、監査計画を作成する。
- 2 監事は、監事相互間で連携し、組織的かつ効率的に監査を実施するため、監査業務の分担を定めることができる。

(監査の実施方法)

- 第9条 監事は、寄附行為第31条第1項の規定に基づき、監査を次の方法により実施する。
 - (1) 業務状況の聴取
 - (2) 理事会議事録、評議員会議事録その他重要な書類等の閲覧
 - (3) 会計に関する帳簿、書類等の調査
 - (4) その他監査の実施に必要な事項についての報告の聴取又は調査
- 2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次の各号に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集 及び監査の環境の整備に努めなければならない。
 - (1) 学校法人の他の監事
 - (2) 学校法人の理事及び職員
 - (3) その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 3 監事は、監査を実施する具体的な手順、監査項目等を定めることができる。

(監査報告の作成)

- 第10条 監事は、毎会計年度、業務監査、財産監査及び理事の職務の執行状況の結果を踏まえ、検討 及び協議を経て、正確かつ明瞭な監査報告を作成する。
- 2 監事は、学校法人の継続性に重大な疑義が認められる場合には、その旨を監査報告に追記しなければならない。
- 3 監事は、計算関係書類及び会計監査報告を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
 - (1) 監事監査の方法及びその内容
 - (2) 会計監査人の監査の方法又は結果を相当でないと認めたときは、その旨及びその理由
 - (3) 重要な後発事象(会計監査報告の内容となっているものを除く。)
 - (4) 会計監査人の職務の遂行が適正に実施されることを確保するための体制に関する事項
 - (5) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

- (6) 監査報告の作成日
- (7) 監事全員の署名
- 4 常勤監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、計算関係書類の作成に関する職務を行った 理事及び会計監査人に対し、計算関係書類に係る監査報告の内容を通知しなければならない。
 - (1) 会計監査報告を受領した日(会計監査人が通知をすべき日までに会計監査報告の内容の通知をしない場合には、監査を受けたものとみなされた日)から1週間を経過した日
 - (2) 当該理事及び常勤監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 5 監事は、事業報告書及びその附属明細書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。
 - (1) 監事監査の方法及びその内容
 - (2) 事業報告書及びその附属明細書が法令及び寄附行為に従い学校法人の状況を正しく示しているかどうかについての意見
 - (3) 学校法人の理事の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大 な事実があったときは、その事実
 - (4) 監査のための必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由
 - (5) 業務の適正を確保するための体制の整備事項(監査の範囲に属さないものを除く。)がある場合において、当該事項の内容が相当でないと認めるときは、その旨及びその理由
 - (6) 監査報告の作成日
 - (7) 監事全員の署名
- 6 常勤監事は、次に掲げる日のいずれか遅い日までに、事業報告書の作成に関する職務を行った理事に対し、事業報告書及びその附属明細書についての監査報告の内容を通知しなければならない。
 - (1) 当該事業報告書を受領した日から4週間を経過した日
 - (2) 当該事業報告書の附属明細書を受領した日から1週間を経過した日
 - (3) 当該理事及び常勤監事の間で合意により定めた日があるときは、その日
- 7 財産目録に関する監査報告の作成は、第3項及び第4項の規定を準用するものとする。

(理事会及び評議員会への報告)

- 第11条 監事は、前条の規定により作成した監査報告を、当該会計年度終了後3か月以内に理事会及 び評議員会に提出しなければならない。
- 2 監事は、監査の結果、学校法人の業務若しくは財産又は理事の職務の執行状況に関し、不正の行為若しくは法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したとき、又は不正の行為がなされ、若しくは法令若しくは寄附行為の重大な違反が生ずるおそれがあると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会及び評議員会並びに所轄庁(当該報告が理事の職務の執行状況に関するものであるときは、理事選任機関を含む。)に報告しなければならない。

(理事会及び評議員会の招集)

- 第12条 監事は、前条第2項の報告をするために必要があるときは、理事長又は理事選任機関招集権者に対して理事会及び評議員会又は理事選任機関の招集を請求することができる。
- 2 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。
- 3 前項の規定により監事が理事会又は評議員会を招集する場合には、監事は、次に掲げる事項を定め、理事又は評議員に対し、書面又は電磁的方法(理事又は評議員の承諾を得た場合に限る。)により通知しなければならない。理事選任機関の招集を請求した場合も同様とする。
 - (1) 会議の日時及び場所
 - (2) 会議の目的である事項があるときは、当該事項
 - (3) 会議が開催される場所に存しない理事又は評議員が書面又は電磁的方法によって議決権を行 使することができることとするときは、その旨
- 4 前項の通知は、理事会若しくは評議員会又は理事選任機関の日の1週間前までに発しなければならない。

第4章 監事監査以外の職責

(評議員会に提出する議案等の調査)

第13条 監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、電磁的記録その他の資料を調査しなければならない。この場合において、法令若しくは寄附行為に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告しなければならない。

(理事会及び評議員会への出席義務等)

- 第14条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 2 監事は、理事会及び評議員会の議事録が正確に記載されているかを確認のうえ、署名若しくは電子署名し、又は記名押印しなければならない。
- 3 監事は、評議員会において、評議員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。
 - (1) 当該事項が会議の目的である事項に関しないものである場合
 - (2) 評議員が説明を求めた事項について説明をするために調査をすることが必要である場合(次に掲げる場合を除く。)
 - ア 当該評議員が評議員会の日より相当の期間前に当該事項を学校法人に対して通知した場合
 - イ 当該事項について説明をするために必要な調査が著しく容易である場合
 - (3) 評議員が説明を求めた事項について説明をすることにより、学校法人その他の者(当該評議員を除く。)の権利を侵害することとなる場合
 - (4) 評議員が当該評議員会において実質的に同一の事項について繰り返して説明を求める場合
 - (5) 前4号に掲げる場合のほか、評議員が説明を求めた事項について説明をしないことにつき正当な理由がある場合

(監事の同意事項)

- 第15条 監事は、次の各号に掲げる監事の同意を要する事項について、その可否を決定する。
 - (1) 監事の選任に関する議案を理事が評議員会に提出する場合の監事の過半数の同意
 - (2) 理事が任務を怠ったことによる学校法人に対する損害賠償責任の免除に関する議案を理事が 評議員会に提出する場合の各監事の同意
 - (3) 寄附行為第67条の規定に基づく理事の責任の免除に関する議案を理事が理事会に提出する場合の各監事の同意
 - (4) 会計監査人又は寄附行為第57条に定める一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を理事 会が定める場合の監事の過半数の同意
 - (5) 学校法人が、理事及び清算人並びにこれらの者であった者の責任を追及する訴えに係る訴訟 における和解をする場合の各監事の同意

(監事による理事の行為の差止め)

第16条 監事は、理事が学校法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該理事の行為によって学校法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求する訴えを提起することができる。

(学校法人と理事との間の訴えにおける法人の代表)

- 第17条 学校法人が理事(理事であった者を含む。以下この条において同じ。)に対し、又は理事が学校法人に対して訴えを提起する場合には、当該訴えについては、常勤監事が学校法人を代表する。
- 2 評議員会が学校法人に対し、理事、会計監査人又は清算人の責任を追及する訴えの提起を求め、 学校法人が当該求めを受ける場合は、常勤監事が学校法人を代表する。

(会計監査人の解任等)

- 第18条 監事は、会計監査人が、寄附行為第55条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときであって、評議員会の招集を待ついとまがないときその他緊急を要するときは、監事全員の合意により、会計監査人を解任することができる。この場合、監事の互選によって定めた監事は、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告しなければならない。
- 2 監事は、評議員会に理事が提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。
- 3 前項の規定による議案の内容の決定は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

(会計監査人に欠員を生じた場合の措置)

- 第19条 会計監査人が欠けた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならない。
- 2 前項の規定による一時会計監査人の職務を行うべき者の選任は、監事の過半数の合意によって行わなければならない。

(監事に回付する文書)

- 第20条 次の各号に掲げる文書は、遅滞なく常勤監事に回付するものとする。
 - (1) 許可、認可又は承認の申請その他の重要文書
 - (2) 規則、規程、達等の制定及び改廃に関する文書
 - (3) 業務運営の基本方針の決定に関する文書
 - (4) 契約に関する重要文書
 - (5) 訴訟又は訴願に関する重要文書
 - (6) 産業医学振興財団及び会計検査院その他監督官庁に提出する重要文書
 - (7) その他業務上重要な文書又は学校法人の運営に関する重要な報告

第5章 監事職務体制の整備

(監査室との連携)

第21条 監事は、学校法人の業務及び理事の職務執行状況を監査し、及びその他の職務を遂行するに 当たり、学校法人における内部監査を行う監査室と情報を共有し、必要に応じ協力して調査を行う 等の連携により、学校法人の監査業務の改善及び合理化に努めなければならない。

(会計監査人との連携)

- 第22条 監事は、学校法人の財産の状況を監査するに当たり、会計監査人から報告を求め、必要に応じ会計監査人に対し専門的事項の調査を委任することができる。
- 2 監事は、効率的な学校法人の監査業務を行うために、会計監査人と綿密な情報交換を行う等により、連携を図るものとする。

(学校法人の責務)

第23条 学校法人は、前2条の体制整備に努めなければならない。

(監事補助職員の配置等)

- 第24条 学校法人は、監事が監事の職務を補助するもの(以下「監事補助職員」という。)を置くことを求めた場合、監事の求めを尊重し、監事補助職員の配置を検討する。
- 2 監事補助職員は、監査業務の補助に限っては、監事の指揮命令下で監事の職務を補助する業務を 行う。
- 3 監事補助職員は、その職務の遂行上知り得た情報を他に漏洩してはならない。その職務を退いた 後も同様とする。
- 4 学校法人は、当該監事補助職員の異動、人事評価及び懲戒等について、監事の意見を尊重する。
- 5 学校法人は、監事が必要と認めた場合には、監事補助職員が理事会、評議員会その他の重要会議 へ出席することを認める。
- 6 監事が学校法人に対して、その職務の執行について生じる費用の前払い、支出した費用の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、学校法人は、当該請求に係る費用又は債務が当該監事の職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかにこれに応じる。

第6章 補則

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いて、理事会が行う。

附則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 学校法人産業医科大学監事監査要綱(昭和53年9月1日理事長、監事協議決定)は、廃止する。